

しっとく

# 知っ得♥消費生活ニュース

## 子どものオンラインゲームの無断課金や ライブ配信での投げ銭に注意！

### 相談事例 1

5歳の息子に母親のスマホで無料のオンラインゲームをさせていた。今月、携帯電話会社からの請求が高額になっていたのを明細を確認したら、オンラインゲームに10万円も課金をしていたことが分かった。課金のたびにアプリストアから決済メールが届いていたが、見ていなかった。



### 相談事例 2

中学生の娘が父親の古いスマホを自宅のWi-Fiに繋げ、ゲームや動画を見るのに使用していた。そのスマホは電話もメールも使えないので課金の心配はないと思っていた。先日、クレジットカード会社から高額な請求書が届き、娘が動画投稿アプリのライブ配信を観て投げ銭を繰り返し、20万円も課金していたことがわかった。



## トラブル防止の対策！



- ① **保護者のスマホを使わせる場合は、保護者のアカウントをログアウトする**  
保護者のアカウントにログインした状態で渡すと、登録された決済方法（※1 キャリア決済やクレジットカード等）で課金が可能になります。子どもが保護者のアカウントでログインしたスマホで課金した場合は、保護者が決済をしたとみなされ、未成年者取消し権が認められない場合があります。
- ② **子ども専用のスマホは「※2 ペアレンタルコントロール」機能を設定する**  
子どものアカウントを作成して「ペアレンタルコントロール」機能で課金を承認制にしておかなければ、子どもでもキャリア決済で課金が出てしまいます。
- ③ **課金を許し、子どものスマホにクレジットカード情報を入力した際は、忘れずに情報を削除する**
- ④ **日頃から決済完了メールや明細は必ず確認し、使用ルールを決めましょう**  
子どもが利用しているサービスやその決済の仕組みを理解し、使用時間や利用について家族で話し合い、ルールを決めましょう。

※1 キャリア決済とは、携帯会社の大手3社が提供する決済サービス(d払い・auかんたん決済・ソフトバンクまとめて支払い)です。買い物をする際にキャリア決済を利用すれば、通信料金と合算して支払いできます。

※2 ペアレンタルコントロール機能: Appleは「ファミリー共有」、Googleは「ファミリーリンク」で設定可能。

# 新紙幣に便乗した詐欺被害発生！！

## 旧紙幣は使えます！

7月3日に約20年ぶりとなる新紙幣が発行されましたが、すでに新紙幣の発行に便乗した詐欺の被害が発生しています。いずれも金融機関の職員を装う手口で、

「職員が自宅まで古いお札の交換に行きます」

「国が新紙幣の発行枚数を決める調査をしているので、  
旧紙幣を自宅で保管していれば職員に預けてください」

と、ウソの電話がかかってきたということです。他にも、

「古い紙幣は使えなくなる。タンス預金があれば新紙幣に交換する」

などの電話がかかってくることも懸念され、注意が必要です。



### アドバイス

- ▶新紙幣発行後も旧紙幣は使えます。
- ▶金融機関や行政機関が新紙幣への交換を求めることはありません。
- ▶新紙幣に関する不審な電話やメール、訪問があった場合は警察に相談しましょう。



### 鳥取県消費生活センター 多重債務・法律相談会

弁護士、司法書士による面談の相談会です(無料)。相談の秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

※予約が必要です。  
3日前までにお申し込みください。

### 【中部会場】

開催日 8月23日(金)  
9月20日(金)  
時 間 午後1時半～午後3時  
場 所 倉吉交流プラザ2F

【申込み・問合せ先】  
中部消費生活センター

### 【消費生活に関する相談窓口】

中部消費生活センター ☎ 0858-22-3000

相談時間 火曜日～土曜日 / 午前9時～午後5時30分  
月曜日・祝日の翌日 / 午前8時30分～午後5時(電話相談のみ)

「消費者ホットライン」 ☎188

